

真鶴町長解職に係る住民投票のお知らせ

地方自治法の規定に基づき、真鶴町において選挙権を有する者の3分の1以上の署名をもって、真鶴町長松本一彦氏の解職請求が令和5年7月27日に受理され、松本一彦町長の解職に係る住民投票を行うことになりました。

この投票は、松本一彦町長解職の是非を住民のみなさまに問うためのもので、解職に「賛成」または「反対」の旨を投票していただきます。投票の結果、有効投票数の過半数が解職に「賛成」であった場合、松本一彦町長は失職となります。

投票日 9月24日(日)

【投票時間】午前7時から午後8時まで

【投票所】ハガキ(投票所入場券)に印刷されている投票所

投票できる方

投票できるのは、以下の①②を満たして選挙人名簿に登録されている方です。

【年齢等】日本国民で、令和5年9月1日現在満18歳以上(平成17年9月2日までに生まれた方)。

【住所】令和5年9月1日現在、引き続き3カ月以上真鶴町に住んでいる方。ただし、町外に転出された方は投票できません。

期日前投票

投票日に投票に行けない方は、事前に投票できます。

【期間】9月5日(火)から9月23日(土)まで

(土曜日・日曜日・祝日もできます。)

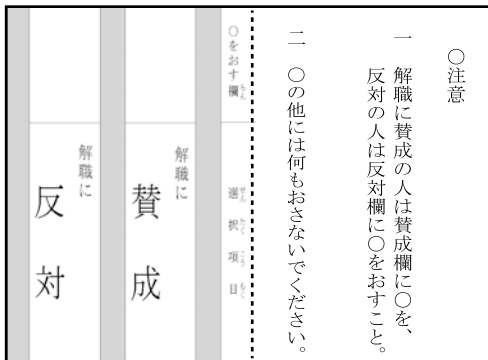
【時間】午前8時30分から午後8時まで

【投票場所】真鶴町民センター1階機能回復訓練室

【持っていくもの】投票所入場券

投票のしかた

投票は、「賛成」「反対」いずれかの欄に○スタンプを押します。



他の市町村での不在者投票

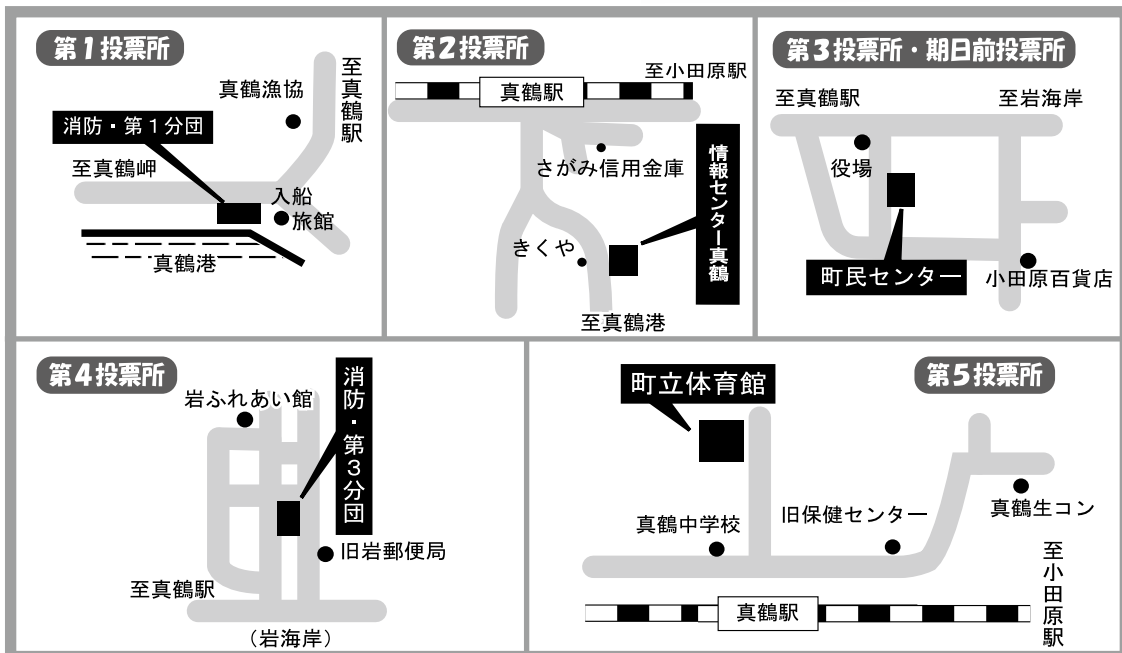
長期間不在の方は、他の市区町村で不在者投票が可能です。「不在者投票宣誓書・請求書」を真鶴町選挙管理委員会へ郵送または持参してください。

用紙は役場総務防災課にあります。

※町のホームページからダウンロードも可能



町ホームページはこちら↓



□問い合わせ 真鶴町選挙管理委員会(役場総務防災課内) ☎内線321